

## 同和奨学金及び自立促進援助金制度の根拠規定の概要

同和奨学金制度及び自立促進援助金制度について、概要を述べる。なお、各規定に付しているアルファベット表記は、本資料の末尾に付した図表 1 中の各規定に付した表記に対応するものである。

## 1 同和奨学金制度及び自立促進援助金制度に係る根拠規定等

## (1) 同和奨学金制度中、国奨学金制度に係る国の法令及び要綱

本項の法令等は、いずれも平成 13 年度末をもって、失効又は廃止となっているが、従前の貸与者については引き続き経過措置が設けられている。

## ア 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（A）

関連条文要旨（条文は、理解の便宜のため、一部省略、要約等をしており、原文のままではない。以下同じ。）

§ 2-1 地域改善対策特定事業とは、いわゆる同和地区について引き続き実施することが特に必要と認められる生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する事業で政令で定めるものをいう。

§ 3-1 地域改善対策特定事業でこれに要する経費について国が負担し、又は補助するものに対するその負担又は補助については、政令で特別の定めをする場合を除き、予算の範囲内で、三分の二の割合をもって算定する。

## イ 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（B）

関連条文要旨

§ 1 地对財特法第 2 条第 1 項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

§ 1-26 高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学に在学する者に対する奨学金の貸与並びにそれらの者に対する入学時における通学用品及び学用品の購入のための資金の貸与に関する事業であって文部大臣が定めるもの

## ウ 地域改善対策高等学校等進学奨励費事業実施要綱及び 地域改善対策高等学校等進学奨励費事業（大学）実施要綱並びに 地对財特法経過措置事業経費実施要綱（C）

それぞれ、上記（ア）、（イ）に係る国の実施要綱である。及び は平成 13 年度末で廃止され、平成 14 年度以降は となる。

関連規定の要旨（それぞれに規定がある）

## a 貸与対象者に関する規定

低所得者世帯に属し、経済的な理由により就学が困難なこと等の貸与対象者の範囲を定めている。

## b 返還に関する規定

20 年以内に月賦等の方法により返還させる旨定めている。

## c 返還免除に関する規定

返還を免除することができる場合として、次の場合を定めている。

- ・奨学金の貸与を受けた者が死亡，精神・身体に著しい障害，長期間所在不明により奨学金を返還できなくなった場合
- ・奨学金の貸与を受けた者（その属する世帯）が，市町村民税所得割非課税のとき又は前1年間の全収入が生活保護法の規定による保護基準の1.5倍の範囲内で指定都市が定める額以下のときは，20分の5を限度として奨学金の返還を免除できる。

d 返還債務の返済猶予

高等学校等，大学等に在学しているとき等は返還を猶予することができる旨定めている。

(2) 同和奨学金制度中，国奨学金制度に係る市の例規

本項の各例規は，いずれも平成13年度末をもって，失効又は廃止となっているが，従前の貸与者については引き続き経過措置が設けられている。

ア 京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の免除に関する条例（D）

この条例は，国奨学金制度に係る者の返還金についてのみ適用されるものである。市就学奨励金制度に係る者の返還金については，対象外である。

関連条文要旨

§1 この条例は，地对財特法施行令第1条第26号の規定による地域改善対策特定事業として，本市が貸与した奨学金等の返還の債務の免除に関し必要な事項を定める。

§2 市長は，奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは，当該奨学金等の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

§2-(1) 死亡したとき。

§2-(2) 心身の著しい障害やその他やむを得ない理由により奨学金を返還することができなくなったと認められるとき。

§2-(3) その者の属する世帯が生活困難であるため，奨学金等を返還することが著しく困難であると認められるとき。

イ 京都市地域改善対策奨学金貸与規則（E）

本規則は，国奨学金制度に係る根拠規定である。

関連条文要旨

§1 この規則は，対象地域に居住する同和関係者の子弟で，その属する世帯の所得，就労等の生活実態から就学が困難であると認められるものの就学を奨励するため，奨学金の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

§11-1 借受人は，20年を超えない範囲内において，奨学金を返還しなければならない。

§11の2-1 借受者は，国奨学金債務免除条例第2条の規程による債務の免除を受けようとするときは，地域改善対策奨学金返還債務免除申請書に債務の免除を受けようとする理由を証する書面を添えて，市長に提出しなければならない。

§12 借受者が卒業後，他の学校等に入学したとき等に返還を猶予することがある。

(3) 同和奨学金制度中，市就学奨励金制度に係る市の要綱  
京都市地域改善対策就学奨励金貸与要綱（F）

この要綱による市就学奨励金制度は，国奨学金の貸与基準を超える者に貸与するため，昭和63年4月からの入学生を対象に創設された，市独自の国奨学金制度に対する上乘せ制度であり，市就学奨励金制度に係る根拠規定は，当該要綱のみである。

関連条文要旨

- §1 この要綱は，対象地域に居住する生徒及び学生の就学を奨励するため，就学奨励金の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。
- §11 借受人は，20年を超えない範囲内において，奨学金を返還しなければならない。
- §12 借受者が卒業後，他の学校等に入学したとき等に返還を猶予することがある。
- なお，市就学奨励金制度には，国奨学金に係る一連の規定に設けられている返還債務の免除規定はない。

2 自立促進援助金制度に係る根拠規定等

本件制度は，国奨学金制度に係る者で免除されなかった者及び市就学奨励金制度に係る者の返還金に対応して援助金を支出するという制度である。

自立促進援助金支給要綱（G）

関連条文要旨

- §1 この要綱は，同和地区内に居住する同和関係者の子弟の自立を促進するため，当該子弟に対する援助金の支給に関し必要な事項を定める。
- §2-1 援助金は，国奨学金貸与規則の規定による奨学金，市就学奨励金貸与要綱の規定による就学奨励金の貸与を受けた者のうち，次の各号のいずれかに該当する者に対し，支給する。
- (1) 認定所得金額が，別表第1の左欄に掲げる世帯員数の区分に応じ，同表の右欄に掲げる基準額以下であること。
  - (2) 短期大学又は大学の奨学金等の返還に係る援助金申請者に在っては，認定所得金額が，別表第2の左欄に掲げる世帯人員数の区分に応じ，同表の右欄に掲げる基準額以下であること。
- §2-2 前項の規定にかかわらず，援助金は，奨学金の返還の債務を免除された者には，支給しない。
- 附則（平成16年3月12日）
- 1 この要綱は決定の日から施行する。（決定の日は，平成16年3月12日）
  - 2 この要綱による改正後の自立促進援助金支給要綱第2条第1項及び第3条の規定は，平成16年4月1日以後に貸与された同和奨学金等の返還に係る援助金について適用する。
  - 3 平成16年3月31日以前に貸与された奨学金等の返還に係る援助金については，改正後の要綱第2条第1項の規定にかかわらず，すべての援助金申請者に対して支給する。

### 3 同和奨学金等制度及び本件制度の要点まとめ

#### (1) 同和奨学金制度

同和奨学金制度には、国奨学金制度と市就学奨励金制度がある。

##### ア 国奨学金制度

国の法令、要綱のほか、国奨学金に係る市の例規が根拠規定である。

対象者の奨学金返還初年度に、国奨学金に係る市の例規に基づき、所得等の資料を基に、厳密に免除判定を行っている。判定の結果、基準を下回る者については、5年間返還を免除する。

##### イ 市就学奨励金制度

市就学奨励金制度は、国奨学金制度の貸与基準を超える者を対象とする。市就学奨励金貸与要綱が根拠規定である。

市就学奨励金制度には免除規定はない。

#### (2) 自立促進援助金制度

援助金は、国奨学金制度に係る者のうち返還免除者以外の者、市就学奨励金制度に係る者の返還金に対応して支出する。

本件自立促進援助金支給要綱のみが根拠規定である。

#### (3) 国奨学金に係る市の例規と自立促進援助金支給要綱は別制度に係る規定

国奨学金に係る市の例規は、同和奨学金制度のうちの、国奨学金制度に係る規定である。

自立促進援助金支給要綱は、自立促進援助金制度に係る規定である。

以上、各制度及び根拠規定の概要については、次ページに図表1として簡潔にまとめた。

図表 1

各制度に係る規定の位置付け



(注) 国奨学金制度 (D・E) による**免除者**はそもそも奨励金適用対象外